

## 自動販売機設置事業者募集要項

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (年額)	位置
1	大阪府箕面市 稲6丁目15番26号	大阪府立 稲スポーツセンター	1.1㎡未満	1台	22,464円 (税抜20,800円)	別図

※設置自動販売機に関しては、ユニバーサルデザインの自動販売機とします。

また、設置日は原則平成31年3月1日としますが、現在自動販売機が設置されているため、別途調整の上、決定します。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
  - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施す

- る監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可の期間

使用許可の期間は平成31年3月1日から平成31年3月31日の1か月(31日)とします。平成31年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が認定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長、平成35年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合に限りです。

##### ② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜き額)に百分の百八を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

##### ③ その他必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

##### ④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

#### (2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

(例示)

物件 番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

### (3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### (4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

## 4 参考データ

- ① 大阪府立稲スポーツセンター職員数  
約7人
- ② 平成30年1月～平成30年12月の売上実績  
約4,300本

## 5 応募申込手続き

### (1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 平成31年1月29日(火)～平成31年2月12日(火) 必着

送り先 〒540-8570 (住所書き不要)

大阪府福祉部障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ 宛

持参する場合

申込受付期間 平成31年1月29日(火)～平成31年2月12日(火)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪府中央区大手前三丁目2番12号(大阪府庁別館1階)

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書(大阪府所定様式)
- ③ 販売品目(大阪府所定様式)
- ④ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 6 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより決定します。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、平成31年2月18日(月)の予定。

## 7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成31年2月25日(月)までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

## 9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

### 募集に関する問い合わせ先

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 担当 長谷川・貫名  
大阪府中央区大手前三丁目2番12号 大阪府庁別館1階  
電話06-6941-0351（代表） （内線）2454

# 応募申込書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 - )  
氏名  
(法人名) 印  
(代表者名)  
(事務担当者)  
所属部署  
氏名  
電話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

## 1 設置希望場所及び提案使用料

(例示)

物件番号	所在地(住居表示)	設置場所	設置面積	台数	応募価格(提案使用料)				
1		大阪府立 稲スポーツ センター	m <sup>2</sup>	1台					円

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- 2. 応募価格は、年額使用料(税抜き額)とし、百円単位で記入してください。なお、応募価格(税抜き額)に百分の百八を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
- 3. 金額はアラビア数字で記入してください。
- 4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

## 2 添付書類

- ① 誓約書(大阪府所定様式)
- ② 販売品目(大阪府所定様式)
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

## 誓約書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載することに同意します。

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所

(所在地)

氏名

印

(法人名)  
代表者名

## 販 売 品 目

メーカー名	商品名	規格	定価	売値	備考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価（税込）、売値（税込）を記載する。
2. 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること。